

バス事業者支援金交付要綱

(通則)

第1条 バス事業者支援金（以下「支援金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、利用者が減少する中であっても、県民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続している乗合バス事業者を対象に、その事業継続を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(2) 乗合バス車両

道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、乗合バス路線に供する車両をいう。ただし、専ら高速バス車両（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送に供する車両をいう。）及び市町村から委託を受けて運行する車両として保有するものを除く。

(支援金の交付の対象となる者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、愛知県内に本社を置き、かつ愛知県内に路線を有する乗合バス事業者であって、別表に掲げる者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、国土交通省中部運輸局愛知運輸支局に登録されている乗合バス車両1台あたり100千円とし、予算の範囲内で交付する。車両の数の算定に当たっては、交付申請日を基準とし、別表に掲げる車両の数を上限とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）にその他必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて支援金の交付の決定を行い、バス事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 支援金の不交付を決定したときは、バス事業者支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、支援金の交付を申請した者に通知するものとする。

（交付）

第7条 知事は、第6条の規定により交付決定した場合、支援金を交付する。

（交付決定の取り消し）

第8条 知事は、支援金の交付決定後に、申請内容に虚偽が認められたときその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。